新潟市政だより

発行所 新潟市役所
新潟市西堀通六番町866ノ3
電話代表(3)2111番
新潟市長
発行人 村田三郎
新潟市寄町通二ノ丁2609
編集人 佐野武一
新潟市沼垂1962
印刷所 文明堂印刷所
新潟市西堀前通4
電話(2)8128番
毎月一回5日発行
定価 一部3円

大江山曽野木両川三村を合併

5月3日盛大に記念式挙行

躍進する大新潟市

面積 一五九・九平方粁 人口 二十九万人

新潟市と中蒲原郡大江山村、曽野木村及び両川村三村との市、村合併は円満に決定し五月三日から正式に施行されましたが、その発足の日を祝し憲法発布の意義ある五月三日午前十時三十分から白山小学校講堂に於て三村との合併記念式典が挙行されました。

この日は快晴に恵まれ、式場には鈴木副知事、小笠原県議会議長、桜井、小柳両衆参議員等約六〇〇人の来賓の臨席を得て極めて盛大に式典が終了いたしたのであります。

新潟市は昭和十八年に旧大形村、石山村及び鳥屋野村三村との合併を実施し、昭和二十九年には更に旧松ヵ崎浜村、南浜村濁川村及び坂井輪村四ヵ村との合併を実現したのでありますが、このたび大江山村、曽野木村及び両川村三ヵ村との合併によつて新潟市も面積一五九・九平方粁人口二八九、九一三人世帯数五九、五一一となり、裏日本随一の大都市となつたのであります。

さてこのたび合併された三村地域には、その特殊性の助長発展を期すると共に将来の工場地帯又は住宅地として大いに活用し、市民福祉の増進をはかつて行かねばなりませんが、これからは私共新旧市民相携えまして共に苦楽を分ち合いながら理想的大新潟市建設に邁進して行きたいと念願するものであります。

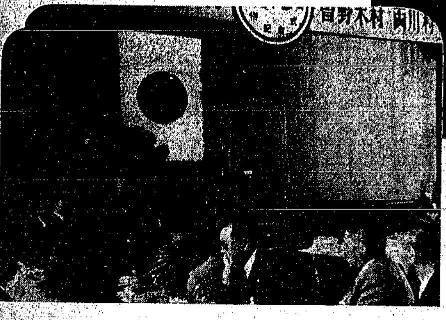

写真説明
白山校における三村合併記念式典

3月中の人口動態

出生	437
死亡	214
死産	47 〃
婚姻	202 〃
離婚	20 〃

面積・人口・世帯 (昭和32.3末現在)

区分	面積	人口	世帯数	一平方粁当り人口密度	合併年月日
	平方粁	人	世帯	人	
旧新潟市	18.7	216,746	47,253	11,591	
旧大形村	17.6	7,437	1,208	423	昭和18.6.1
旧石山村	20.0	12,889	2,210	644	昭和18.12.8
旧鳥屋野村	14.4	12,314	2,477	855	〃
旧松ヵ崎浜村	7.0	6,928	1,237	990	昭和29.4.5
旧南浜村	15.6	4,913	700	315	昭和29.11.1
旧濁川村	8.7	4,247	645	488	〃
旧坂井輪村	18.9	7,433	1,240	393	〃
小計	120.9	272,907	56,970	2,257	
旧大江山村	14.5	6,992	1,046	482	昭和32.5.3
旧曽野木村	13.9	4,179	573	301	〃
旧両川村	10.6	5,835	922	550	〃
小計	39.0	17,006	2,541	436	
合計	159.9	289,913	59,511	1,813	

原爆被爆者に健康手帳交付

原子爆弾被爆者の医療に関する法律が施行されましたが、この法律は原子爆弾被爆者の健康管理や医療等を全額国の経費で行うことを定めてありますが、次の方々は被爆者健康手帳の交付を受け定期的な健康診断や必要な医療等が無料で受けられますから該当者は、至急市の保健所に申し出て下さい。

一、原子爆弾が投下された時当時の広島市及び長崎市の区域に居た者及び爆心地より半径四粁の範囲内にいた者

二、原子爆弾が投下された日から起算して二週間以内に爆心地から概ね半径二粁の範囲内の区域にいた者

三、このほか原子爆弾が投下された時又その後において原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあつた者

四、右の一から三に該当する者の胎児であつた者

該当者は保健所迄届け出て下さい

みんなで春の大掃除

健康で住みよい明るい家庭にしましょう

ながい冬ごもりから開放され一年を通じてもつとも住みよい季節になりました。

今年も又全市民の年中行事である春の大掃除が訪れましたが、明るく気持の良い生活環境をつくるために一家そろつて大掃除をいたしましょう。

約半年の間、室の戸を閉めきつていた皆さんの座敷や台所は、すすやほこりなどで汚れてはおりませんか。こんな環境での生活は誰でも不愉快なことです。のみや蚊やはえのいない清潔な明るい家庭をつくるために、春の一日を大掃除にあて、誰からも催促されることなく、自ら進んでこの大掃除をいたしましょう。

市では五月一日から三十一日までの一ヵ月間次の計画により大掃除を実施することにしましたので皆さんの御協力をお願いします。

実施計画

一、区域及び期間

1、西新潟のうち柾谷小路より上手一帯 五月一日から五月十日まで

2、西新潟のうち柾谷小路より下手一帯 五月十一日から五月二十日まで

3、東新潟地区全部 五月二十一日から五月三十一日まで

4、支所管内(沼垂支所を除く) 各支所の指示によつて実施

二、掃除の方法

1、宅地及び家屋内外の清潔、整頓、乾燥

2、たたみ等の日光消毒

3、室内の採光、換気

4、天井裏、床下等平常手の届かぬ場所の清掃

5、たたみ、床下、ごみ箱、便所の汲取口等に殺虫剤をまき、のみやはえの発生を防ぐ

6、下水の流水をよくして蚊の発生を防ぐ

7、共同のごみ箱及び個人のごみ箱の清掃、改善、修理

8、牛、馬、豚、鶏舎等の整理、清掃、殺虫剤の散布

多量の汚物を自己運搬される方に

三十キロ以上の多量の汚物を排出される事業所又は営業者は、自ら汚物を運搬しなければならないよう規定されてありますので、平島地内の国道脇三角地帯のごみ処理場まで必ず運搬して下さい。なおいままで使用中の寺尾のごみ処理場は埋立を完了し四月限りで廃止されました。

注意事項

ごみを川、松林及び浜辺に勝手に投棄している者がありますが、このようなことの絶対にないようお互に注意いたしましょう。

議長 渡辺浩太郎氏
副議長 瀬谷照氏

四月三十日開会された市議会臨時会では、正副議長の改選が行われましたが、議長には渡辺浩太郎氏が再選され副議長に瀬谷照氏が新たに選ばれました。

5月14日～20日 明るい健康展

結核予防の知識を得ましょう

私達の生活も科学の進歩によつてだんだんに向上しておりますが、生活の合理化によつてよい生活をするために常に健康を保持しなければなりません。

新潟市では、五月十五日総裁秩父宮妃殿下をお迎えして結核予防全国大会が開催されますが、これを記念して結核予防「明るい健康展」が次のとおり催されますので、ご覧の上充分な知識を得られるようにして下さい。

◇とき 五月十四日より二十日まで。但し十六日(木)は休み

◇ところ 大和百貨店五階

◇内容
第一部 結核はあなたの問題です。
第二部 結核はなおる。
第三部 結核はこんな病気。
第四部 健康診断は大切だ。
第五部 結核をなくすために。

医療社会事業相談室の開設

。入院費や治療費の支払に困つている方や入院しているため色々と家庭や生活に困つたことのある方

。療養所や病院の紹介を希望する方

。病気のために生ずる診療その他心配事をお持の方

以上の方々はこの相談を御利用下さい。

なお十八日、十九日は午前十時から午後四時までは無料で健康相談に応じます。

肢体不自由児の療養相談実施

市の保健所では、今月から毎月一回肢体不自由児に対する療養相談を次のとおり行うことになりましたのでお知らせします。

。相談日 毎月第一木曜日の午後一時から三時まで

。相談内容 肢体不自由児に対する療養指導の相談一般

。その他
1、医師は新大医学部整形外科より往診
2、料金は無料であります。

家屋の申告はお忘れなく

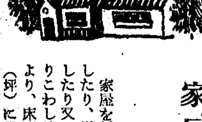

家屋を新築したり、増築したり又はとりこわし等により、床面積(坪)に異動があつた場合、家屋の所有者はその異動のあつた日から一ヵ月以内に、その旨を法務局に申告して家屋台帳に登録してもらうことになっています。申告を怠つた人に対しては過料の制裁規定がありますので注意して下さい。

尚住所を変更された場合も法務局へ申告しなければならないのであります。申告手続等に関して不明の点がありましたら、川岸町二丁目新潟地方法務局登記課又は市役所税務課固定資産税係へお問合せ下さい。

5月20日1日間 お米屋さんの登録替

希望者は手続して下さい

ことし第一回目のお米屋さんの登録変更の申請期日が決まりましたので希望される御家庭は次の要領で手続きして下さい。

一、**登録変更の申請期日** 五月二十日(一日間)午前九時から午後五時まで

二、**登録する場所** 消費者の所属する市役所(商工課)及び各支所、出張所

三、**申請の手続**

1、米屋さんをかえたい方(その世帯の代表者)は申請期日にご自分で登録所に印鑑(お手許に通帳のある方は通帳と共に)を持参して下さい。

2、米屋さんに保管してあつた購入通帳(職場配給加配及び業務用を除く)は全部所属する市役所(商工課)又は支所出張所で登録期間中お預りしています。もし変更ご希望の方は通帳をお渡ししますから申し出て下さい。

3、購入通帳を提示して係員から届出用紙をもらつた上、その場所で次のことを記入捺印して係員に提出して下さい。

(イ)住所、世帯主の氏名世帯人員数
(ロ)いままで登録していた米屋さんの名前
(ハ)新たに登録したい米屋さんの名前
(ニ)登録変更の理由(簡明に記入)
(ホ)配給代金貸借関係欄
。いままで米屋に買掛金のない場合は捺印して下さい。
。買掛金のある場合は全部精算してから変更して下さい。

4、職場加配業務用(米飯提供業者)の場合も右の方法に準じます。

5、登録変更の申請は他の世帯のものを代理して行うことはできません。

四、**米屋の切替日** 右の登録変更手続が終つた場合六月一日から切替になります。